

資料提供（投げ込み）令和2年4月23日（木）	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 子育て推進課 （電話059-229-3390）	子育て推進課長 水野 浩哉

## 保育所、認定こども園及び地域型保育事業に係る 利用者負担額（保育料）の軽減について

子どもたちへの新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置として、令和2年4月15日から同年5月6日まで、津市立小中学校及び義務教育学校並びに津市立幼稚園並びに津市立幼保連携型認定こども園（1号認定子ども）を臨時休業しています。保育所等においては、就労等の事情のある家庭に対応するため、できる限り新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいます。当該臨時休業に併せて令和2年4月15日から同年5月6日まで、家庭での保育が可能な場合は、登園の自粛を要請したことから、利用者負担額の算定方法を変更し、当該要請による利用日数に応じた利用者負担額を軽減します。

### 記

#### 1 対象

- (1) 施設 市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業
- (2) 子ども (1)を利用する0歳児、1歳児及び2歳児

#### 2 対象期間

令和2年4月15日（水）から同年5月6日（水）まで  
状況に応じ対象期間を変更する場合があります。

#### 3 その他

「津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則」の改正を行い、対象期間において登園を自粛した日数に応じた利用者負担額を還付します。